

## 上越市定期予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に定める定期の予防接種（その予診を含む。以下「予防接種」という。）の対象となる子どもの保護者が、本市と予防接種委託契約を締結していない医療機関等（以下「契約外医療機関」という。）で予防接種を受け、支払った費用（以下「接種費用」という。）について、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる人（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、予防接種の対象となる子ども（以下「子ども」という。）の保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 里帰り出産等のため、子どもが長期にわたり県外に滞在する場合
- (2) 離婚調停中等であるため、子どもが長期にわたり県外に滞在する場合
- (3) 子どもが県外の施設に入所し、又は県外の医療機関に入院している場合
- (4) 子どもが県外の学校に就学している場合
- (5) その他市長がやむを得ない理由があると認める場合

(依頼書)

第3条 契約外医療機関で子どもに予防接種を受けさせようとする人で、助成金の交付を受けようとするものは、あらかじめ予防接種実施依頼書発行申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、依頼書の発行を決定したときは、予防接種実施依頼書（第2号様式）により子どもの滞在先の市町村長又は医療機関の長に依頼し、依頼書を発行しないことを決定したときは、予防接種実施依頼書発行申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、本市と受託者との間で締結する法定個別予防接種委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき市長が別に定める予防接種に係る接種費用とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象者が負担した接種費用の額とし、市長が別に定める予防接種に係る接種費用の額を上限とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、子どもが予防接種を受けた日から1年以内に定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、定期予防接種費用助成金交付/決定/却下/通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告の特例)

第7条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、前条第1項の規定により提出する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(1) 領収書

(2) 母子健康手帳、予防接種済証その他の予防接種の記録が記載されているものの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知の特例)

第8条 規則第9条の規定による確定通知は、第6条第2項の規定による通知書の交付により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第4号様式に相当する様式として使用することができる。

(適用区分)

3 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第4号様式に相当する様式として使用することができる。

(適用区分)

3 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年11月30日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市定期予防接種費用助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前行われた予防接種については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市定期予防接種費用助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市定期予防接種費用助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市定期予防接種費用助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市定期予防接種費用助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる予防接種について適用し、同日前に行われた予防接種については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

予防接種実施依頼書発行申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

（被接種者との続柄 ）

電話番号

次のとおり予防接種実施依頼書の発行を申請します。

被 接 種 者	氏 名		性 別	
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
滞 在 先				
滞 在 の 理 由				
滞 在 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで		
予防接種の種類 ※ 希望するものに○を付けてください。	四種混合、三種混合	1 期初回（ 1 回目・2 回目・3 回目 ）、1 期追加		
	二種混合（ジフテリア・破傷風）	1 期初回（ 1 回目・2 回目 ）、1 期追加、2 期		
	ポリオ	1 期初回（ 1 回目・2 回目・3 回目 ）、1 期追加		
	麻しん風しん混合、麻しん、風しん	1 期 ・ 2 期		
	日本脳炎	1 期初回（ 1 回目・2 回目 ）、1 期追加、2 期		
	BCG			
	ヒブ	初回（ 1 回目・2 回目・3 回目 ）、追加		
	小児用肺炎球菌	初回（ 1 回目・2 回目・3 回目 ）、追加		
	子宮頸がん	1 回目・2 回目・3 回目		
	水痘	1 回目・2 回目		
	B型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目		
	ロタウイルス	1 回目・2 回目・3 回目		

第2号様式（第3条関係）

予防接種実施依頼書

第 号  
年 月 日

（滞在先市町村長又は医療機関の長） 様

上越市長 印

本市に住所を有する次の被接種者が、都合により貴市区町村に滞在しているため、貴市区町村において予防接種を実施して下さるようお願いします。

また、接種費用については、貴市区町村の制度で負担していただける場合を除き、被接種者から徴収してください。接種後は、予診票の写しを当市宛てに送付くださるようお願いします。

なお、当該予防接種に起因する無過失の事故については、予防接種法の規定に基づき、本市が救済措置を講じます。

予防接種の種類				
被 接 種 者	氏 名		性 別	
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
保 護 者 氏 名				
滞 在 先				
備 考				



第3号様式（第3条関係）

予防接種実施依頼書発行申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった予防接種実施依頼書の発行について、次の理由により申請を却下したので通知します。

理由

第4号様式（第6条関係）

（表面）

定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

（被接種者との続柄 ）

電話番号

次のとおり定期予防接種費用助成金の交付を申請します。

申請額（請求額）		円	※交付決定額	円
被 接 種 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

備考

- 1 申請額（請求額）欄には裏面の接種費用の合計額を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 振込先の口座名義人は、申請者と同一としてください。

## (裏面)

四種混合、三種混合、二種混合（ジフテリア・破傷風）	接種年月日	第 期（回） 第 期（回） 第 期（回）	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
ポリオ	接種年月日	第 期（回） 第 期（回） 第 期（回）	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
麻しん風しん混合、麻しん、風しん	接種年月日	第 期	年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
日本脳炎	接種年月日	第 期（回） 第 期（回） 第 期（回）	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
BCG	接種年月日		年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
ヒブ	接種年月日	第 期（回） 第 期（回） 第 期（回）	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
小児用肺炎球菌	接種年月日	第 期（回） 第 期（回） 第 期（回）	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
子宮頸がん <sup>けい</sup>	接種年月日	回目 回目 回目	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
水痘	接種年月日	回目 回目	年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
B型肝炎	接種年月日	回目 (0.25mL・0.5mL) 回目 (0.25mL・0.5mL) 回目 (0.25mL・0.5mL)	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
ロタウイルス	接種年月日	回目 (ロタリックス・ロタテック) 回目 (ロタリックス・ロタテック) 回目 (ロタテック)	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円
予診のみ	実施年月日		年 月 日
	接種費用	円	※助成対象額 円

備考 ※印欄は、記入しないでください。助成対象額は、接種費用又は市の定める上限額のいずれか低い額（複数回の接種がある場合は、当該額の合計額）となります。

第5号様式（第6条関係）

定期予防接種費用助成金交付  
決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった定期予防接種費用助成金の交付について、次  
と お り 決 定  
の したので通知します。  
理由により申請を却下

決定	助成金の額	円	
	支給方法	振込先	
		振込予定日	年 月 日
却下	理由		

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第6条関係)